

市政相談申込方法等

◆申込みができる人

三田市内に在住、在勤、在学（高校生以上）している人。

◆相談内容

市政に関すること。

◆相談日

4月、5月、7月、8月、10月、11月、2月の1日。1日が休日と重なる場合は、次の開庁日となります。（やむを得ず日程が変更される場合があります。）

◆相談時間

毎回午後1時から。相談時間は50分以内とさせていただきます。

◆相談場所

三田市役所 本庁舎6階 委員会室

◆対応議員

原則3名の議員が対応します。対応する議員の指名はできません。

◆申込み方法

申込書の太枠内をご記入の上、希望する相談日の前月の25日までに、三田市役所本庁舎6階議会事務局議事総務課窓口（平日9時～17時30分）にご持参いただくか、郵送又はFAXにより申込書をお届けください。25日が休日と重なる場合は、前の開庁日までをお願いします。

申込書は、市議会ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない方は、議会事務局にご連絡いただきましたら郵送又はFAXさせていただきます。

なお、各相談日の相談受付は3件までとさせていただいておりますので、超える場合はお受けできない場合がありますのでご了承ください。

◆申込みに際しての留意事項

- (1) 市政相談は、苦情や要望・陳情をお伺いする場ではありません。相談内容については市政に関することとしております。
- (2) 同じ相談者による同じ内容の相談については、お受けすることができません。
- (3) 既に裁判や監査等に判断を仰いでいる事案については、お受けすることができません。
- (4) 公序良俗に反する内容、もっぱら苦情や要望を目的とする内容については、お受けすることはできません。
- (5) 相談内容によっては、関係機関等を紹介する場合があります。